

平成22年度さいたま市下水道事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 平成22年度さいたま市下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 平成22年度さいたま市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	21,707,771	15,000	21,722,771
第1項 企業債	14,816,600	21,400	14,838,000
第3項 国庫補助金	5,369,000	113,500	5,255,500
第4項 負担金	1,101,256	2,900	1,098,356
第6項 他会計補助金	0	110,000	110,000

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	30,473,388	15,000	30,488,388
第1項 建設改良費	20,994,644	15,000	21,009,644

(継続費)

第3条 継続費を次のとおり改める。

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	加田屋落し雨水幹線整備事業	千円		千円	千円		千円
			560,000	平成21年度	150,000	630,000	平成21年度	150,000
				平成22年度	410,000		平成22年度	480,000

(債務負担行為)

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
公共下水道敷設事業	平成22年度から 平成23年度まで	300,000千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

(起債の目的)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
公共下水道事業	13,686,400千円	21,400千円	13,707,800千円
合 計	14,816,600千円	21,400千円	14,838,000千円

(他会計からの補助金)

第6条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を8,741,549千円に改める。

平成22年11月24日 提出

さいたま市長

清 水 勇 人